新型コロナウイルス感染症について

2020.8.1 作成 2022.10.7 改訂 2023.3.14 改訂 奈良県助産師会 安全対策委員

<訪問前の確認事項>

- 1、対象者及び家族の健康状態について確認する。
 - →確認対象者は、対象者・児・訪問時同席される方々とする。
 - →体調不良があれば、保健センターに報告し指示を受ける。
- 2、訪問が中止になった場合、保健センターに連絡する。 保健センターから対象者に体調について確認を依頼する。
 - →問題ないことを確認後に再訪問依頼を受ける。
 - *市町村からの訪問依頼時に指導員が訪問を受け入れていいのか判断しかねる場合は、 **部会長相談後の返事でと**申し出ること。
 - *感染対策については、各市町村での方針に沿って、訪問実施することとする。
 - *感染対策について(新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問)も参照。

<訪問指導員にグレー・濃厚接触・感染の可能性がある場合>

- 1、上記の可能性がある場合は**訪問中止**とする。
 - →他のメンバーに交代依頼を速やかに行い、市町村にもその旨は報告する。
- 2、会への報告は、インシデントフローチャートに基づき報告すること。
- 3、速やかに受診行動をとり、結果で訪問再開の時期は、市町村の指示に従う。
- *訪問指導員で勤務部会員・助産所部会員及び講座等の係りをしている場合は、関連担当部会長・理事にも報告し指示を仰ぐこと。